

別紙

番
平成 年 月 日 号

(あて先)
埼玉県知事

市 町 村 長
社会福祉法人代表者 印

社会福祉施設等施設整備費県費補助金により取得した 施設に係る財産処分
(取りこわし)の協議について

平成 年 月 日付け社福第 号埼玉県福祉部長通知「社会福祉施設等施設整備費(解体撤去工事費・仮設施設整備工事費)補助金に係る財産処分の手続き等に関する留意事項について」に基づき、県の補助事業により取得した財産の財産処分(取りこわし)をしたいので、関係書類を添えて協議します。

1 処分の種類 取りこわし

2 財産処分の概要

補助事業者	施設名	所在地			
施設(設備)種別	建築構造	処分に係る建物面積	建物延べ面積の全体		定員
	造	m ²	m ²		名
県費補助基本額 (処分に係る部分の額)	県費補助全体額	総事業費	県費補助年度	処分制限期間	経過年数
円	円	円	年度	年	年
処分の内容				処分予定年月日	
評価額		評価額の算定方法(いずれかに)			
円		定率法 ・ 定額法 ・ 不動産鑑定額			

3 経緯及び処分の理由

4 承認条件としての納付金 (有 無)

- ・ 無の場合 (次の承認基準の第3 (県費納付に関する承認基準) の該当項目に)

2 地方公共団体以外の者 (1) (ウ ア イ

5 添付資料

- ・ 対象施設の図面 (県費補助対象部分、面積を明記したもの) 及び写真
- ・ 県費補助金交付決定通知書及び確定通知書の写し (保管されていない場合は交付額を確認できる決算書でも可)
- ・ その他参考となる資料

(記入要領)

1 処分の概要

- (1) 「施設(設備)種別」欄には、県費補助金交付金額確定時の補助対象施設(設備)名又は補助事業に係る施設(設備)名(例:身体障害者更生施設)を記入すること。
- (2) 「建物構造」欄には、鉄骨鉄筋コンクリート、鉄筋コンクリート、ブロック造、鉄骨造、れんが造、石造等建物構造について記入すること。
- (3) 「処分の内容」欄には、次の例のように、財産処分の内容を簡潔に記載すること。
例: 施設を取り壊し、施設(定員 人)に改築。
- (4) 「評価額」欄には、不動産鑑定額又は残存簿価(減価償却後の額)を記載し、「評価額の算定方法」欄では、当該評価額の算定方法等(定率法、定額法又は不動産鑑定額)を で囲むこと。

2 経緯及び処分の理由

財産処分をするに至った経緯と理由を記載すること。

3 承認条件としての納付金

財産処分を承認するに当たり、納付金を県に納付する旨の条件が付されている場合は「有」に、条件が付されていない場合は「無」を で囲むこと。

その上で、承認を求める財産処分が該当する承認基準中の該当項目の番号を で囲むこと。

4 添付書類

- (1) 補助施設建設工事完了の検査済証、備品納品書など、経過期間の確認ができる資料の写しを必ず添付すること。
- (2) その他参考となる資料については、適宜当該財産処分の内容や理由を補足する資料を添付すること。